

# 特定非営利活動法人わんだふる定款

## 第1章 総則

### (名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人わんだふると称する。

### (事務所)

第2条 この法人は、事務所を群馬県高崎市若松町5番地18に置く。

### (目的)

第3条 この法人は地域に根ざし、地域に愛され、地域のために活動し、地域の防災意識の向上を育むことに関する事業を行い、安心、安全で活力ある住みよい地域を実現するため、地域に集う人達の歓談の場を提供することで、利用者及び地域住民の心の豊かさとコミュニティを実現することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害援助活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和推進を図る活動
- (8) 子供の健全育成を図る活動
- (9) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (10) 上記各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
  - ・高齢者、障害者等健康増進運営事業
  - ・高齢者、障害者等野外活動支援事業
  - ・カルチャー教室運営事業
  - ・有料在宅介護事業
  - ・介護用品販売、レンタル斡旋事業
  - ・高齢者、障害者向け住宅リフォーム相談事業
  - ・高齢者、障害者、ニート等就労支援事業
  - ・地域防災活動事業
  - ・配食サービス事業
  - ・中高年者、障害者等手作り手工芸品展示販売事業
  - ・学童防犯対策事業
  - ・リサイクル運営事業
  - ・高齢者、障害者等対応型賃貸住宅斡旋事業
  - ・上記各号に附帯関連する一切の事業
- (2) その他の事業
  - ・会員の親睦及び資質の向上に関する事業

## 第2章 会員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し法人の活動に参加する個人又は団体

### (入会)

第7条 正会員になろうとするものは、代表理事が別に定める規定及び入会申込書により代表理事に申し込むものとし、代表理事はそのものが前項各号にかかげる条件に適合すると認めるときは正当な理由の無い限り入会を認めなければならない

- 2 代表理事は、前項のものを入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。
- 3 賛助会員の入会は前項の正会員の入会手続きに順ずる。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会の議決により、当該会員を除名することができる。この場合、理事会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

## 第3章 役員及び職員

### (種類及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人
  - (2) 監事 1人
- 2 理事のうち、1人を代表理事とする。

### (選任等)

第14条 理事は理事会において、監事は総会において選任する。

- 2 代表理事は理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超

えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。

4 監事は、理事またはこの法人の職員を兼ねることはできない。

#### (職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

#### (任期)

第16条 役員任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員は、前任者又は現任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

#### (欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

#### (解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、理事は理事会、監事は総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、理事は理事会、監事は総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (報酬等)

第19条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の3分の1以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

#### (職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、代表理事が任免する。

### 第4章 会議

#### (種別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とし、総会は通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

2 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 監事の選任又は解任、職務及び報酬
- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他運営に関する重要事項

2 理事会は定款に定めるもののほか、次の事項を決議する。

- (1) 総会に付議すべき事項。
- (2) 総会の決議した事項の執行に関する事項。
- (3) その他総会の決議を要しない会務の執行に関する事項。

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の 5 分の 1 以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
- (3) 第 15 条第 4 項第 4 号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第 25 条 総会及び理事会は第 24 条第 2 項第 3 号及び第 15 条第 4 項第 5 号の場合を除き代表理事が招集する。

2 代表理事は、第 24 条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から起算して 30 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも総会の開催の日の 5 日前までに通知しなければならない。

4 理事会を招集するときは、理事に対して会議の目的たる事項及びその内容並びに日時、場所を示して、書面をもって少なくとも理事会開催日の 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

2 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。

(定足数)

第 27 条 総会は、正会員総数の 2 分の 1 以上の出席がなければ開会することができない。

2 理事会は、理事会を構成する理事の定数の 3 分の 2 以上の出席が無ければ開催することができない。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の 2 分の 1 以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事会の議事は出席理事の過半数の同意を持って決し、可否同数のときは議長の決するところによる

(社員の表決権等)

第 29 条 各正会員及び理事の表決権は平等とする。

2 やむを得ない理由のため会議（総会及び理事会）に出席できない正会員又は理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員又は理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員又は理事は、第 27 条、第 28 条、第 30 条第 1 項第 2 号及び第 43 条の適用については、総会又は理事会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第 30 条 総会及び理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員総数又は理事総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

## 第 5 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 31 条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第 32 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産とする。

(財産の管理)

第 33 条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(会計の原則)

第 34 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 35 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計とする。

(事業計画及び予算)

第 36 条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、事業年度開始前に理事会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 37 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 38 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 39 条 予算作成後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 40 条 この法人の事業報告書、収支計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第 41 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(臨機の措置)

第 42 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

## 第 6 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 43 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、法第 25 条第 3 項に規定する軽微な事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第 44 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第 1 号の決議を行うときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。

3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 この法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第 45 条 この法人が解散（合併及び破産による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第 11 条第 3 項に掲げる者のうち、総会において議決した特定非営利活動法人に譲渡するものとする。

(合併)

第 46 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議

決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第47条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

## 第8章 雑則

(細則)

第48条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

### 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。  
正会員 : 入会金 0円、年会費 3,000円  
賛助会員 : 個人入会金 0円、年会費 3,000円  
: 団体入会金 0円 年会費 10,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、平成21年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第23条第4項及び36条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第41条の規定にかかわらず、設立の日から平成20年3月31日までとする。

### 別 表

役職名	氏名	備考
理事	赤羽 潤子	代表理事
〃	小山内 恒徳	
〃	亀田 恒義	
監事	小林 一仁	

附則

平成25年5月25日 一部変更 (第2条関係)